

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 31 日

都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」に関する
Q & A の送付について

「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」（令和 8 年 7 月 30 日付け健生発 0730 第 2 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知別添）について、これまでに寄せられた照会を踏まえ、特に問い合わせの多かった事項等を Q & A として別添のとおり取りまとめましたので、送付いたします。

つきましては、内容についてご了解いただくとともに、貴管下医療機関その他の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

全般事項

1 Iの5の(2)の「都道府県小児がん診療連携協議会」は、いつまでに設置しなければいけないか。

(答)

- 「都道府県小児がん診療連携協議会」は、「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」(令和8年7月30日付け健生発0730第2号厚生労働省健康・生活衛生局長通知別添。以下「新指針」という。)に基づき指定された医療機関等によって設置・運営されるものとなるため、令和9年4月1日以降、できる限り速やかに設置をお願いいたします。令和8年度中に都道府県小児がん診療連携協議会の設置が完了していない場合であっても、都道府県小児がん診療連携協議会が未設置であることのみをもって、指定要件を満たさないものとして取り扱うことはありません。

2 診療従事者の配置要件等で記載のある「必要な数」とは何を指すか。

(答)

- 「必要な数」については、各医療機関の実情を踏まえ、当該医療機関において必要と考えられる人数を適切に配置することを求めるものです。

3 診療従事者の配置要件等で記載のある「専門的な知識及び技能」とは何を指すか。

(答)

- 「専門的な知識及び技能」については、具体的な要件を定めておりません。各施設において適切にご判断をお願いします。

4 診療従事者の配置要件等で記載のある「専門資格」とは何を指すか。

(答)

- 「専門資格」については、具体的な要件を定めておりません。各施設において適切にご判断をお願いします。

5 診療従事者の配置要件等で記載のある「常勤」について、新指針において、診療従事者が「常勤」の要件を満たすか、どのように判断すれば良いか。

(答)

- 医療機関における雇用上の区分や就業規則上の名称にかかわらず、勤務時間が週32時間以上である場合に、新指針における「常勤」の要件を満たすものと判断いただき差し支えありません。

V. 既指定病院の取扱い、指定の申請手続き等、指針の見直し及び施行期日について

6 小児がん連携病院が、「小児がん拠点病院等の整備について」（令和４年８月１日付け健発０８１７第１７号厚生労働省健康局長通知。以下「旧指針」という。）に基づき、令和９年４月１日以降も指定されている場合は、どのように取り扱われるか。

（答）

- 旧指針に基づく指定は、令和９年３月３１日までとなります。小児がん拠点病院等の指定に関する検討会において、小児がん拠点病院及び都道府県小児がん拠点病院の指定が決定した後、旧指針に基づき指定されている小児がん連携病院については、新指針に基づき、小児がん連携医療機関としての現況報告書等を提出いただく予定です。